

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所所長

審査請求人から平成 26 年 9 月 29 日付けで提起された生活保護法第 63 条による費用返還決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

## 主 文

処分庁が平成 26 年 8 月 20 日付けで行った生活保護法第 63 条による費用返還決定処分は、これを取り消します。

## 理 由

### 1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 11 年 4 月 26 日、審査請求人（以下「請求人」という。）及び請求人の母 [REDACTED]（以下「母」という。）は、処分庁に、生活保護申請し、処分庁は、同日付けで請求人に対する保護を開始した。
- (2) 平成 24 年 10 月 28 日、母の母 [REDACTED]（以下「祖母」という。）が、死亡した。
- (3) 平成 25 年 1 月 18 日、母は、祖母の二男である [REDACTED]（以下「叔父」という。）に対し、叔父が、祖母の遺言により、祖母の全財産を相続したため、遺留分が侵害されたとして、叔父に対し、遺留分減殺請求を行った。  
その後、具体的な日付は不明であるが、母は、叔父が遺留分減殺請求に応じないため、静岡家庭裁判所に対して、遺留分減殺請求調停の申立てを行った。
- (4) 平成 25 年 9 月 9 日、母が申立てを行った遺留分減殺請求調停事件について、調停が成立し、遺留分の弁償として、叔父は母に対して、[REDACTED] 円の支払義務があることが認められた。

(5) 平成 26 年 3 月 31 日、母が、死亡した。

なお、母は、請求人を出産した後、離婚し、請求人のみが相続人である。

(6) 平成 26 年 8 月 4 日、処分庁は、請求人の保佐人■■■■ (以下「保佐人」という。) から送付された同年同月 1 日付けの報告・意見書 (以下「報告書」という。) を受領した。

報告書には、祖母の相続財産のすべてを、遺言により、叔父が相続したため、■■■■家庭裁判所に母が遺留分減殺請求調停の申立てを行い、申立ての結果、母は、■■■■円の財産を取得することが確定したので、相続税の更正の請求を行った結果、母に、叔父が立替えて納付した相続税の差額■■■■円が還付された旨が記載されていた。

なお、還付金に係る相続税については、叔父が支出したものであるが、還付金については、母の受領する■■■■円に充当することが、叔父との間で合意している旨も併せて報告されていた。

また、報告書には、母名義の預金通帳の写しが添付されており、■■■■税務署から平成 26 年 7 月 10 日に国税還付金として、■■■■円の入金記録の記載があった。

これ以外に、報告書には、請求人に対する生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。) 第 63 条に基づく費用返還額の決定に当たり、資力発生日及び請求人の自立更生に係る経費の返還額からの控除について、意見が記載されていた。

(7) 平成 26 年 8 月 20 日、処分庁は、請求人に対し、法第 63 条に基づく費用返還請求決定を行い、同日、請求人に通知した。当該費用返還決定通知書には、「■■■■様 平成 25 年 1 月 20 日から平成 26 年 8 月 19 日までに、あなたに対して実施した生活保護法による保護について、生活保護法第 63 条の規定に基づき下記のとおり費用返還するよう通知します。 記  
納付金額 ■■■■円 納付場所 ■■■■指定金融機関 納付期限 平成 26 年 9 月 19 日 納付理由 平成 24 年 10 月に死亡した母の母の遺産について母が「遺留分減殺請求」した分の一部の遺産が入金したため。」と記載されていた。

(8) 平成 26 年 9 月 8 日、請求人は、本件処分があったことを知った。

## 2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、処分の取消しを求めています。

(1) 請求人の世帯は、生活保護費を受給していたところ、平成 26 年 3 月 31 日に母が死亡し、現在は一人世帯である。

母は、平成 24 年 10 月 28 日の祖母の死亡による相続につき、遺言により相続財産のすべてを叔父が相続したため、母は叔父に対して遺留分減殺請

求を行い、これに叔父が応じないため静岡家庭裁判所に対して遺留分減殺請求調停の申立て（平成 25 年（家イ）第 37 号）を行った。

遺留分減殺請求調停において、叔父は母に対して遺留分の代償として 〇〇〇〇 円の支払い義務があることを認めて調停が成立した。この 〇〇〇〇 円のうち 〇〇〇〇 円が平成 26 年 7 月 10 日に入金した。

(2) 本件処分 of 違法性及び不当性

ア 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

法が、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している一方、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」旨を定めていることに対応し、「資力が換金されるなど最低限の生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする」規定が法第 63 条なのである。

イ 返還額決定の違法性・不当性

法の趣旨、特に法第 63 条の規定の趣旨に鑑みれば、同条の規定により返還される金額は、当該収入金額の範囲内であることは当然のことである。

請求人が平成 26 年 7 月 10 日に受領した金額は 〇〇〇〇 円であるにもかかわらず、処分庁が決定した費用返還額は 〇〇〇〇 円であり、収入金額以上の返還を求めているのである。これについて請求人が抗議したところ、請求人の担当者は債務履行延期申請を出してもらえれば対応するとのことであるが、収入金額以上の返還を求め支払いができないことを前提にした費用返還決定に問題があるのであり、処分庁の対応は法第 63 条の趣旨に著しく反する。

資力として客観的に確実性を有するに至る時期については、「第三者加害行為による補助金、保険金等を受領した場合における生活保護法第 63 条の適用について」（昭和 47 年 12 月 5 日付け社保第 196 号厚生省社会局保護課長通知）によれば、第三者加害行為による損害賠償請求権について「返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として」定めることとされている。

客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害による

損害賠償請求権につき最終判決または和解の時点、自動車事故の場合は自動車損害賠償法により保険金が支払われることが確実なため事故発生時点とされている。

また、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、「離婚、婚約履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第 63 条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。」としている。慰謝料請求権は、精神的損害に対する損害賠償請求であるので、民法上の請求権は、離婚、婚約不履行等の時から発生しているのであるが、法の資力の発生時点は、民法の請求発生時ではなく、請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点としているのである。

本件において、上記の取り扱いに準じて考えれば、「返還額の決定に当たっては、遺留分の代償の支払いが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として」定めるべきものである。

遺留分減殺請求の効果発生は、母の遺留分減殺請求書が叔父に到達した平成 25 年 1 月 19 日であるが、この時点では遺留分減殺請求自体が客観的に確実性を有するに至ったとはいえ、遺留分減殺の金額や支払いが一応確定したのは、遺留分減殺請求調停事件の調停が成立した平成 25 年 9 月 9 日である。

しかし、調停条項で叔父が母に対して [REDACTED] 円の支払義務があることを認めているものの、その支払時期については不動産の売却後 2 週間以内と定められているのみで、不動産の売却期限が定まらない限り、[REDACTED] 円の受領時期も定まらないのである。

このような調停条項の場合には、民事執行の手続きを執ろうにも、執行を行うことができないのである。

現実にも母は代理人弁護士を介して叔父に対して [REDACTED] 円の支払いを催促しているのであるが、叔父からは不動産が売却できないので支払えないとの回答であり、いつ [REDACTED] 円が入金されるかも不明な状況であったのである。

今般の [REDACTED] 円の入金についても、平成 26 年 3 月 6 日の [REDACTED] 税理士から通知書を受領するまでは入金が確実ではなく、この日をもって資力として客観的に確実性を有するに至った時点と捉えるべきである。

この点で、遺留分減殺請求の翌日からの保護費全額を標準としてなされた本件処分には重大な誤りがあると言わなければならない。

また、法第 63 条の返還額の決定に当たっては、実施機関に裁量が認められている法の趣旨から、被保護者の自立助長を考慮した制度運用が求められる。金額を返還させることが不可能、あるいは不相当である場合もあるので、額の決定を被保護者の状況を知悉し得る実施機関の裁量に任せたものである。

問答集では、自立更生のための返還額の一部返還免除可能なものは広範囲に及んでおり、実施機関にはその点について十分に検討するために被保険者からの十分な聞き取り調査とともに、返還額から控除できるものについての情報提供や助言を行うことが不可欠なのである。

それにもかかわらず、本件において、処分庁が請求人に対してかかる事情聴取や情報提供を十分に行ったという事実は存在しない。保佐人からの平成 26 年 8 月 1 日付「報告・意見書」において、母の納骨の費用や請求人の転居に伴う借家の不要物の廃棄や引越しの費用を免除するように求められているにもかかわらず、何ら顧慮していないのである。

生活の弾力性に乏しい保護世帯にとって、まとまった金員が入ることは生活改善や自立にとって好機となるのであって、例えば、生活に必要な耐久消費財の購入に要する費用、自立のための技能習得に要する費用などは「自立更生のためやむを得ない用途にあてられたもの」として検討を要するはずである。

さらに、本件処分の際して、処分庁が請求人に対して発した「費用返還決定通知書」の記載内容についても、法の要請する記載内容を満たしているとは言えるものではない。行政手続法第 14 条 1 項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」旨を定めている。

最高裁判所判決（最判平成 23 年 6 月 7 日民集 65 巻 4 号 2081 項）において田原睦夫裁判官は、補足意見で理由付記の判例法理を次のように整理している。

- (ア) 不利益処分に理由付記を要するのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることにより、相手方の不服申立てに便宜を与えることにある。その理由の記載を欠く場合には、実体法上その処分の適法性が肯定されると否とにかかわらず、当該当処分自体が違法となり、原則としてその取消事由となる（仮に、取り消した後に、再度、適正手続きを経た上で、同様の処分がなされると見込まれる場合であっても同様である。）。
- (イ) 理由付記の程度は、処分の性質、理由付記を命じた法律の趣旨・目的に照らして決せられる。
- (ウ) 処分理由は、その記載自体から明らかでなければならず、単なる根拠

法規の摘記は、理由記載に当たらない。

- (エ) 理由付記は、相手方に処分の理由を示すことにとどまらず、処分の公正さを担保するものであるから、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においてもその記載自体からその処分理由が明らかとなるものでなければならない。

本件処分に当たって請求人に対して発せられた「費用返還決定通知書」には「納付理由」として、「平成 24 年 10 月に死亡した母の母の遺産について母が「遺留分減殺請求」した分の一部の遺産が入金したため。」とあるほか、返還の対象となる保護費の明細及び返還免除額が 0 円であることが記載してあるのみである。

これでは、対象金額（支給された生活保護費）に対して、どのような根拠をもって、そしていかなる検討を加えて納付金額 XXXXXXXXXX 円が決定されたのかが不明である。

まず、本件のような収入を法第 63 条の対象とするのであれば、それが資産として客観的に確実性を有するに至った時点を特定しなければ返還額の決定をなし得ないのであり、これがいつかということが返還額決定の根拠の一つになるのであるが、この点について全く記載がない。また、返還額の決定に当たっては前述のとおり、控除可能額の検討がなされなければならないが、これについての記載が全くない。

理由付記の目的は、「処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることにより、相手方の不服申立てに便宜を与えることにある」のであるから、少なくとも本件のように数額の決定を伴う不利益処分の場合には、最低限、数額の決定根拠を示さなければ「その記載自体からその処分理由が明らかとなるものである」とは言えないのである。

以上、本件処分の違法性・不当性は明らかであるから、請求人は本件生活保護費返還決定を取り消す、との裁決を求めるものである。

### 3 処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求めています。

- (1) 費用返還決定額は、法第 63 条に規定する「その受けた保護金品額の範囲内」であり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知）第 8 の 3 の (5) に規定するその他の必要経費に、請求人が主張する母の納骨費用は認定できないと考える。

#### 4 判断

- (1) 本件処分は、法第 63 条に基づく費用返還決定であることから、この点について、検討します。

法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定しています。

なお、法第 63 条による返還の適用については、問答集の間 13-5 「法第 63 条による返還額の決定」において、「法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と規定されています。

- (2) これらを踏まえ、本件処分について検討します。処分庁は、「1 事実関係」の(6)のとおり、保佐人からの報告書により、母が、遺留分減殺請求により得た相続財産の一部として、                    円を得たことを確認し、その事実を元に、請求人が、母の唯一の相続人であることを踏まえ、法第 63 条に基づく費用返還請求を行っています。

しかし、「1 事実関係」の(7)のとおり、処分庁は、                    円を費用返還額として決定しています。法第 63 条による費用返還については、資力が換金された額と既に支給した保護金品との調整を図るものであることから、母が、相続財産の一部として受領した額が                     円であることを踏まえると、受領額を超える費用返還額が決定されることは、資力を超えた返還の求めとなり、違法であると判断されます。また、                    円以外に、母又は母の相続人である請求人が相続財産を換価した事実は確認できません。

したがって、本件処分は、違法な処分として取消しを免れないものであると判断されます。

- (3) よって、本件処分の取消しを求める請求人の請求は、理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成 27 年 1 月 20 日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太